

8節には隣人愛の戒め(レビ 19:18)が引用されています。新共同訳は「最も尊い律法」と訳していますが、原文は「王的律法」です。10～11 節で律法の全ての戒めを守るように命じていることを考慮すると、「王的律法」とは、御国の王である神さまによって与えられた律法、律法全体を指していると思われます。隣人愛の戒めはあくまで律法の一部なのです。一方、パウロは隣人愛の戒めは律法に取って代わる位置を占める教えと受け止めています(ガラ 5:14)。また、パウロはロマ 12:14～18 では、隣人愛の対象を自分に害を加えようとする者や敵対する者にまで広げていますが、その背後にはイエスの「愛敵の教え」があると思われます。パウロはイエスが語った「愛敵の教え」をイエスの意図とは違って、隣人愛の徹底として受け止めたのです。このように、著者とパウロとは、隣人愛の戒めと律法との捉え方が異なっています。次に、著者は9 節で人を分け隔てることは律法の命じる隣人愛に反する罪だと言います。ここでは罪とは神さまの意志に背いた振る舞いの意味ではないかと思います。10 節で、律法の一部に従い、一部に従わないのは、結局自分の利害や都合で神さまの意志を取捨するのであって、律法の全体を犯しているのだと言います。11 節には、「…と言われた方は、…とも言われました。」と記されています。著者は戒めそのものよりもこれを命じられた神さま自身に重点をおき、律法を「神の言葉」という視点で見ているのです。隣人愛の命じるところは貧しい人への「憐れみ」です(13 節)。それ故、憐れみを行わない者は律法違反者として憐れみのない裁きを受けることになると言います。「憐れみ」という言葉は、人間の自然な同情とか愛情のようなもののように思われるかもしれませんが、「憐れみ」とは、人間が神さまから受けるものであり、その恵みを感謝をもって受け止め、その恵みの分かち合いとして、社会の中の弱い立場の人に配慮していくことに他ならないのです。初期キリスト共同体は、ユダヤ教の伝統を受け継いで、隣人愛を貧しい人々を助けるという形で実践していきました。それは共同体の発展と共に、組織的な活動として発展していきましたが、その過程では貧しい人々を軽んじるような行動もまた目についたのです。著者は、そのような現実を諸教会の中に見出し、これを隣人愛の戒めに反する振舞いとして批判しているのです。従って、「人は行いによって義とされるのであって、信仰だけによるものではありません。」(2:24)は、その意味で理解されるべきであると思われます。人間を隔てる様々な区別に囚われることなく「人間を人間として見る」こと、それがキリスト教の目指す隣人愛の徹底なのではないかと思うのです。